

た ほう とう 多 宝 塔



多宝塔納骨堂（①家墓型・②合祀型）のご案内

お墓を持つということは、人生の旅の最後を意識することであり、それは、同時に、「生」を考えることでもあります。さらには、自分が還る故郷を持つことであり、心の安らぎを与えてくれます。

近年、子供さんのいらっしやらないご夫婦やご高齢による身寄りの無い方など従来型の墓地を持つことが困難な方や、お考えにより様々な形式の墓地を希望される方が増えてきました。

大船観音寺の納骨堂「多宝塔」は、大船観音寺が責任をもって管理をする墓苑です。墓地建立の経済的負担を軽くすることもできます。

大船観音寺の「多宝塔」は次の2種類があります

- ①家墓型は 〇〇家専用の仏壇型納骨壇なので位牌・遺影とともに納骨することができます。
- ②合祀型は 御遺骨を納骨袋に移し合祀壇に合祀形式で納骨します。

■ 納骨堂「多宝塔」規約概要

- ・ 過去の宗旨宗派は問いません
- ・ 合祀型は継承者が居なくても構いません
- ・ 生前に契約することもできます
- ・ 毎年の行持にて読上ご供養いたします
- ・ ご希望により個別に法事 御供養もできます



■ 多宝塔管理者

曹洞宗 宗教法人 大船観音寺
鎌倉市岡本 1-5-3 電話 0467-43-1561

大船観音寺「多宝塔」概要表

契約者（申込者） の位置づけ	契約者本人が存命の期間	多宝塔名簿に記載されます。
	契約者本人が死亡され、継承者がある場合	多宝塔納骨者名簿に記載します。 納骨者の継承者が多宝塔名簿に記載されるかどうかは、希望によります。
	契約者本人が死亡され、継承者がいない場合	多宝塔埋葬者名簿に記載します。

使用料

納骨料	多宝塔に納骨される際の納骨料です。 (基本料金)	①個別納骨型 159万円/専用壇 (骨壺6柱分納骨できます) ②合祀型 30万円/一柱
墓地管理費	多宝塔の整備費用のご負担をお願いします。	②合祀型の場合は不要です
護持会費	契約者をご存命の場合は、ご存命中に限り護持に加入いただけます。(希望者) 毎年各種案内、法要の参加、護持会行事に参加することができます。	契約者をご存命の間に限りご負担願います ②合祀型の場合は不要です。 ご希望により加入することができます。

その他の費用

葬儀費用	葬儀費用、戒名の件につきましては、大船観音寺に別途ご相談ください。葬儀費用を前受したり、生前戒名を授與することもできます。
戒名	
法要（年回、祥月）	永代供養料で定められた読み上げの他に、法要を別途行うこともできます。 通常の檀信徒の皆様と同様に、ご希望の日程で本堂での法要を行うことができます。法要は大船観音寺により執り行います。
卒塔婆	卒塔婆はいつでもあげることができます。寺務所にてお申込みください。

大船観音寺「多宝塔」合祀型納骨壇使用契約約款

この約款は宗教法人大船観音寺 永代供養墓「多宝塔」のうち、合祀型納骨壇の使用について定めたものです。使用者の方は、この約款並びに大船観音寺の指示にしたがってくださるようお願いいたします。

(目的)

第1条 この約款は、宗教法人大船観音寺（鎌倉市岡本1-5-3、以下、大船観音寺という）境内に位置する納骨堂「多宝塔」（以下、多宝塔という）のうち、合祀型納骨壇について定めたものです。

(使用資格)

第2条 多宝塔は大船観音寺より使用認諾を受けたものに限り使用できます。

2 過去の宗旨・宗派は問いません。

3 祭祀の継承人について、その有無を問いません。

4 多宝塔使用者はいかなる場合においても、その使用権を有償無償にかかわらず第三者に譲渡することは出来ません。

(管理者)

第3条 多宝塔及び境内の設備・管理・保全は大船観音寺が行います。

(申込)

第4条 多宝塔使用希望者は、大船観音寺指定の申込書と所定の使用料等をもって大船観音寺に提出してください。

2 多宝塔使用者は大船観音寺多宝塔使用者名簿に記載されます。

(永代供養)

第5条 永代供養として33回忌迄大船観音寺の行事にて納骨者の誂込供養をいたします。

2 ご家族、継承者、縁者等が施主となる年回法要、祥月法要などを別途お申し込みいただくことができます。法要は大船観音寺により行います。

3 多宝塔において曹洞宗以外の祭祀は出来ません。

(使用料)

第6条 多宝塔の使用料は、別途定めます。

2 使用料納付後に、使用者側の都合或いは約款違反等により解約される場合において、既納の使用料は返還いたしません。

(許可証)

第7条 大船観音寺は、申込者からの払込代金受領後、多宝塔使用認諾書を発行します。

2 墓地使用承諾書に記載されている事項に変更が生じたときは、関係者は直ちに大船観音寺まで届けるものとします。

(納骨)

第8条 多宝塔への埋蔵は、合祀型の場合、布袋に納めた形で納骨壇に合祀いたします。

2 焼骨納骨時に、市町村の発行する改（火）葬許可証を大船観音寺に提出いただきます。

3 大船観音寺の許可無く焼骨を納骨することはできません。

(使用権の取消し)

第9条 使用者が次の各号に該当する場合は、大船観音寺は使用権を取消すことができます。

①許可を受けた目的以外に使用した場合。

②使用権を第三者に譲渡、転貸等した場合。

③他の使用者の信仰に圧力を加えたり甚しく近隣の迷惑になるような行為をしたとき。

④その他、大船観音寺が不適切と判断した場合。

(使用権の放棄)

第10条 使用者が使用権を放棄する場合は、無償かつ無条件とし、必ず書面にて署名・捺印の上、大船観音寺まで届けてください。

(遺骨の返還)

第11条 多宝塔に合祀として納骨した焼骨は、合祀のため返還はできません。

(約款の改正)

第12条 墓地埋葬法等の法律・条例などが改正された場合は、本約款も改正される場合があります。

(約款に無い事項)

第13条 本約款に定めのない事項については、法律・条例などの定めによるほか、そのつど大船観音寺により決定します。

第14条 この約款は令和7年4月1日より運用します。

※多宝塔（家墓型）の規約につきましては多宝塔（家墓型）規約をご参照ください

大船観音寺「多宝塔」合祀型納骨壇申込書

大船観音寺「多宝塔」合祀型納骨壇使用契約約款を遵守し下記のとおり申し込みします。

右の全ての欄をご記入ください	申込日	令和 年 月 日
	申込者氏名	印
	申込者住所	
	連絡先電話番号	
納骨希望者が既に死亡されている場合のみご記入ください。	納骨者の俗名	
	申込者との続柄	
	死亡年月日	

多宝塔合祀型納骨堂使用認諾書

整理番号

殿

大船観音寺納骨堂「多宝塔」の使用に関して、下記のとおり承諾いたします。

納骨承諾者 俗名 殿

認諾年月日 令和 年 月 日

領 収 額 _____円

〔 内訳：多宝塔納骨料（合祀） として _____円
その他[]として _____円 〕

鎌倉市岡本 1-5-3
宗教法人 大船観音寺 印

※この認諾書はコピーして割印を押し、大船観音寺と申込者それぞれが保存します